

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで
20歳になって、母に勧められ国民年金に加入した。毎月、町内の人が集金に来て、漏れなく保険料を納付していた。国民年金手帳の昭和43年度印紙検認記録欄には、A市での前納検認印が押してあり、間違いなく納付していた。申立期間が未納期間になっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在所持する国民年金手帳によると、昭和41年度国民年金印紙検認記録欄に「検認印」を押下すべきところを42年度国民年金印紙検認記録欄に、同年度国民年金印紙検認記録欄に「前納印」及び「検認印」を押下すべきところを43年度国民年金印紙検認記録欄に当時A市が誤って押下していることが確認できるなど、当時の記録管理が適正に行われていなかったことが認められる。

また、申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付済みであり、納付意欲が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年6月まで
夫が退職した昭和47年7月頃にそれまで国民年金に加入していなかった
ので、実父がA銀行の外交員に依頼して国民年金に遡って加入手続をし、保
険料も支払ってくれた。一番信じられる国民年金手帳の資格取得日は47年
1月1日「強」になっているので、申立期間が未加入で未納となっているこ
とに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付済みである。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったため制度上任意加入者として取り扱われるべきところ、申立人が所持する国民年金手帳では強制加入者として取扱いされているほか、資格取得年月日が昭和47年1月1日とされており、オンライン記録の資格取得年月日と一致していないことから行政側の記録管理に関し不適切な取扱いが認められる上、国民年金手帳記号番号払出補助簿による申立人の前後の国民年金被保険者も申立人と同様に遡って資格取得しており、B市では申立人の資格取得年月日を47年1月1日として管理されていたと考えても不自然ではない。

さらに、B市では、申立期間当時、過年度分の納付書を発行し、A銀行又は郵便局で納付するよう広報誌を通じて国民年金被保険者に周知しており、昭和47年度国民年金保険料納付通知書配布名簿に記載がある申立人以外の国民年金被保険者が遡って資格取得の上、国民年金保険料を過年度納付した状況が確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

加えて、申立人が所持する昭和48年度の国民年金保険料の領収書は、A銀行で納付された状況が確認できることを踏まえると、申立期間の国民年金保険料についても同銀行で過年度納付により納付した可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月28日から同年3月1日まで

昭和46年3月1日付けでA社からC社へ転籍した。人事担当者の手違いにより、資格喪失日を同年2月28日として届け出たのだと思うが、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。間違いなく保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事情報一覧表及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和46年3月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について、納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 27 日から 33 年 5 月 21 日まで
② 昭和 35 年 10 月 3 日から 37 年 10 月 10 日まで

脱退手当金が支給されたとする申立期間①と②の間には厚生年金保険被保険者期間があるが、その期間については脱退手当金の対象となっておらず不自然である。また、A社退社後は、専業主婦で家計の管理をしていたが、脱退手当金を受給した記憶は全くないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む計6ページに記載された同僚のうち、受給要件を満たし資格を喪失した女性37人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め7人と少ないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間を含む3回の被保険者期間のうち1回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされず、未請求となっている上、未支給となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給決定後間もなく国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から4年3月まで

平成3年当時は学生で、A市内に住んでいた。20歳になった時に母親から「国民年金保険料を納め始めたから安心しなさい。」と電話をもらった。年金事務所の記録では、6年4月に遡って2年分を納めたことになっているが、両親ともそのような記憶はないと述べている。20歳になった9月からしっかり両親が納付し始めたことに間違いはない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であるが、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父親に聴取しても申立期間当時の記憶が明確でないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年にB市で払い出されており、申立期間直後の4年4月から6年3月までの国民年金保険料が同年4月22日に納付されていることが確認できることから、国民年金の加入手続を行った時点で、遡って納付可能な国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、加入手続及び保険料納付を行っていた申立人の父親は、申立人が申立期間当時住民票を置いていたA市で加入手続を行った記憶は無く、申立人及びその父親は、同市から納付書が送られて来た記憶も無いと述べていることから、その父親が、申立期間の保険料を定期的に納付していたと推認することは困難である。

加えて、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。